市川市告示第286号

指定第１号事業の事業所の廃止について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第１項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月5日

市川市長　田中　甲

１　指　定　申　請　者　　社会福祉法人慶美会

２　事　　業　　所　　名　　柏井デイサービスセンター

３　事　業　所　所　在　地　　千葉県市川市柏井町四丁目２２９番地４

４　廃　止　年　月　日　　令和８年11月30日

５　総　合　事　業　の　種　類　　介護予防通所型サービス事業

市川市公告第 271 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 11 月 5 日

市川市長　田中　甲

1．送達を受けるべき者の氏名又は名称
神馬　健治

2．送達すべき書類を特定するために必要な情報
20261102-0163

＜注意＞
上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第２０条の２第３項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。